

お客様へのお願い

平素は当機関を御利用頂き誠にありがとうございます。

令和 7 年 4 月の法改正以降、審査業務量増加等により審査業務が停滞し、現在もなおその状況は続いております。当社では、審査員の増強等、審査体制の強化に取り組んでまいりましたが、業務の平常化に向けて、皆様にもご協力をお願いすることになりました。皆様のご理解の程お願い致します。

① 申請図書ご準備の際のお願い

- 申請図書について、電子申請の場合は pdf ファイル名に、紙申請の場合は各図面に通し番号を付与して頂くようご協力をお願いします。
- 確認申請、省エネ適合性判定については、設計図書(各種カタログ、計算書を含む)全てに設計者のご記名を行ってください。

② ご申請時及び補正ご対応の際のお願い

- 確認申請その他業務を含め、メールでの事前審査受付を取り止めます。(郵送でのお申し込みは継続して対応致します。)
- 紙申請、WEB 申請、電子申請問わず事前審査申込票を添えてお申し込みください。(WEB 申請、電子申請の場合は、チャット欄に申込票の pdf をアップロードしてください。)
- 確認申請の事前審査申込票中段に記載の、確認申請と同時に申請(又は申請予定)の他の申請について、必ずチェックをお願いします。(お申し込み以降でその他の申請が変更となった場合は、各所代表メールまで確認申請の事前審査受付番号を添えてご連絡ください。)
- 事前審査申込みの際は、申請に必要な図書を全て揃えてご提出ください。(紙申請で、構造関連図書をメールにてご提出の場合は各所構造審査担当部署宛のメールアドレスまで事前審査申込番号を添えて送信してください。事前審査お申し込み前の構造図書のメール送信はご遠慮ください。)
本社 kozosinsa@jnet-01.co.jp
堺支所 sakaikozosinsa@jnet-01.co.jp
神戸支所 kobekozosinsa@jnet-01.co.jp
- 確認図書のご提出の前に、今一度図書の整合性についてご確認と、申請書等の記載内容のご確認(記載漏れがないかどうかの確認等)をお願いします。図書間で不整合が多数みられるご申請は、審査を中止し、図書の再度のご提出をお願いすることがあります。この

場合は、再度のご提出日を事前審査のお申し込み日とさせていただきます。他のお客様の審査の進捗に支障を来す為、ご理解の程お願い致します。

- 審査の流れについて、確認申請の意匠の一次審査終了後、審査続行に支障が無いことを確認した上で、構造、設備、その他の申請の審査を行います。意匠審査以外の審査を先行して行い、その後行った意匠審査の指摘により、再度図書のご提出をお願いするケースが多く見られる為です。
- 事前審査お申込みの際、行政の許認可手続き中で許可書の写しが添付できない等、やむを得ない事情により必要な図書の添付ができない場合は、提出できない図書名とその理由を任意の書面にてご提出をお願いします。(WEB 申請、電子申請の場合は、チャット欄にて事前審査お申し込みの際にお伝えください。)
- 事前審査着手後の計画の変更による図書の差し替えはご遠慮ください。変更があった場合は、再度の図書のご提出日を事前審査のお申し込み日とさせていただきます。
- 事前審査において不適合部分が発覚し、計画を見直す必要が生じ、再審査が必要となったものについては、再度の図書のご提出日を事前審査のお申し込み日とさせていただきます。
- 確認申請及びその他の申請について、審査補正事項について速やかにご対応をお願いします。補正項目が多いもので、相当期間経過後補正対応頂いたものについては、補正図書の提出日を事前審査のお申し込み日とさせていただきます。

③ 検査に関すること

- 検査関連事務の効率化に向け、メールにてご連絡頂く場合は、件名を確認番号 + 検査日 + 中間、完了の別 + 担当検査員 + 要件としてください。

例 J25-01000 3/2 中間 ○○検査員 是正資料の提出
(※未定の項目がある場合は省略して頂いて結構です。)

- 検査資料の送信は、検査毎に一度にまとめて送信願います。
- 監理報告書は、検査申請書と同時にご提出ください。
- 監理報告書の記載内容は、確認申請書及び工事内容に基づき、内容を今一度ご確認の上ご提出ください。

株式会社 ジェイネット